

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○海区漁場計画の定め (漁業管理課)	1

告 示

高知県告示第446号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 令和3年6月29日
 高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
高知県集落実態調査
- 調査の目的
県内の中山間地域の現状及び課題を明らかにすることにより、中山間対策をはじめ様々な施策づくりの基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
人
 - 属性
おおむね50世帯未満の集落の代表者及び満18歳以上の居住者
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 集落の代表者からの聞き取り調査
 - 集落の組織体制及び人材について
 - 集落活動の状況について
 - 集落の今後について
 - 移住及び定住の取組について
 - ライフラインの状況について
 - 福祉及び健康について
 - 防災について
 - 産業の状況について
 - 農業の状況について

- 林業の状況について
 - 漁業の状況について
 - 集落代表者からみた課題及び取組について
- イ 集落の住民のアンケート調査
- 集落の活動について
 - 集落活動センター（高知県版の小さな拠点）について
 - 日々の暮らしについて
- (2) その基準となる期日
調査日現在
- 5 報告を求める者
- 数
 - 集落の代表者からの聞き取り調査
約1,600人
 - 集落の住民のアンケート調査
約5,000人
 - 選定方法
 - 集落の代表者からの聞き取り調査
県が作成した50世帯未満の集落のリストによる集落の代表者の全数
 - 集落の住民のアンケート調査
県が作成した50世帯未満の集落のリストから有意抽出した集落に居住する満18歳以上の住民の全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
- 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - 調査方法
 - 集落の代表者からの聞き取り調査
調査員による調査
 - 集落の住民のアンケート調査
郵送による調査
- 7 報告を求める期間
- 調査の周期
1回限り
 - 調査の実施期間
令和3年6月下旬から同年12月下旬まで
- 高知県告示第447号**
 漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項の規定により海区漁場計画を定めたので、同法第64条第6項の規定により当該海区漁場計画の内容、海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果等について次のとおり告示する。
 令和3年6月29日
 高知県知事 濱田 省司
- 第1 海区漁場計画の内容
- 第1-1 漁業権に関する事項

- ◎定置漁業権（1件）
- 1 公示番号 定第1,035号
- 漁場の位置及び区域
 - 漁場の位置 高岡郡四万十町興津横浪幸次掛瀨沖
 - 漁場の区域
点の位置
 基点甲 高岡郡四万十町興津横浪幸次掛瀨県漁場基点
 基点乙 高岡郡四万十町興津横浪穴の口県漁場基点第104号の1
 ア 甲から乙を見通した線から左に96度48分の線と乙から甲を見通した線から右に57度27分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に46度15分の線と乙から甲を見通した線から右に80度38分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に46度15分の線と乙から甲を見通した線から右に9度49分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に156度32分の線と乙から甲を見通した線から右に7度12分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 - 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで
 定置漁業
 - 漁業権の存続期間
 漁業の免許の日から令和5年8月31日まで
 - 条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 第1-2 保全沿岸漁場に関する事項
なし
- 第2 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 第3 漁場の図面
高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 第4 漁業の免許予定日
令和3年10月1日
- 第5 漁業の免許申請期間
令和3年8月13日から同月27日まで